

所定疾患施設療養費の算定について

【算定条件】

- ・ 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められていないものであること。
- ・ 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ・ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 1. 肺炎
 2. 尿路感染症
 3. 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ・ 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
- ・ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ・ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【令和4年度 所定疾患施設療養費の算定状況】

病名	件数	実施内容
肺炎	1件	レボフロキサシン
尿路感染	17件	ファロム・アセトアミノフェン・セフジニル・ワーファリン・ロキソプロフェン・ペングッド・スルバシリン・ポタコールR
帯状疱疹	2件	バラシクロビル・ゲンタシン軟膏・